

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

令和3年9月28日

新潟県監査委員 八 木 浩 幸

新潟県監査委員 宮 崎 悦 男

新潟県監査委員 池 田 千 賀 子

新潟県監査委員 岡 俊 幸

令和2年度 包括外部監査結果に基づく措置内容

テーマ「農業振興関連事業に係る事務の執行及び管理の状況について」

区分	事業名等	項目	指摘・意見の内容	措置内容
意見1	園芸振興基本戦略	新規取組の実現に向けた計画について	園芸振興基本戦略の目標の一つとして「園芸の栽培面積1,000ha増を目指す」ことが掲げられている。1,000haのうち180ha分は、園芸の新規取組により達成するとしているが、具体的な計画が存在しなかった。県内全域で新規取組者を確保する計画の策定などを行い、その進捗管理を実施することが望ましい。	54産地が策定した産地育成計画の820ha分に加え、生産拡大に意欲のある産地等が新たに計画策定に取り組んでおり、栽培面積1000ha増の目標達成に向けて取り組む。
意見2	園芸振興基本戦略	目標達成に向けた進捗管理について	令和元年からの6年間を計画期間と定めている園芸振興基本戦略の目標達成に向けて、産地育成計画が策定されているが、産地育成計画において、途中年度における目標値を設定している産地は少なかった。このため、産地ごとに途中年度における目標値を設定することが望ましい。	産地育成計画を策定している産地に対して、途中年度の目標値を設定するよう指導し、全産地が設定した。
指摘1	園芸アタック応援事業	事業実施要領の不備について	補助金申請者（事業主体）は補助対象となる機械等を利用することで園芸生産を拡大させることを計画し、3年間でその計画を達成することが求められる。補助金交付後、県は事業主体から達成状況報告書を3年間入手し、進捗を管理している。最終的に達成率が70%未満の場合には、改善計画書の提出と、達成状況報告の2年延長を求めている。しかし、実施要領には、達成率が70%未満となった場合にこれらを求める旨の記載が明文化されていなかったため、実施要領に明記する必要がある。	指摘の事業は令和2年度で終了したが、後継事業の実施要領において、3年目の目標値の達成率が70%未満の場合の取扱いを明記した。
指摘2	園芸アタック応援事業	達成率の計算誤りと評価の誤りについて	達成率の計算方法が誤っており、その結果として、達成基準未満であっても達成したと判断されてしまう状況であったため、計算方法を是正する必要がある。	提出された達成状況報告書を確認し、誤りを是正するとともに、チェックリストを作成・配付したところであり、計算方法のミス防止に努める。
意見3	園芸アタック応援事業	達成状況報告書の不備について	計画期間中に入手する達成状況報告書において、計画値や実績値の記載が誤っていた。数値の記載誤りは達成率の計算結果に影響するため、記載ミスを防止できるチェックリスト等を活用することが望まれる。	提出された達成状況報告書を確認し、誤りを是正するとともに、チェックリストを作成・配付したところであり、記載ミスの防止に努める。
指摘3	園芸アタック応援事業	計画審査時及び完了検査時のチェックリストの保管について	補助金交付の前後で実施する審査で使用するチェックリストが保管されていなかった。審査チェックリストを保管する必要がある。	計画審査及び完了検査におけるチェックリストについて、他事業と同様に作成後、保管されるよう、徹底する。

意見4	園芸アタック応援事業	計画審査時の制限付き一般競争入札検討のチェック項目導入について	事業主体が機械等を取得する際、県は一般競争入札による契約を求めているが、事業主体の事情で一般競争入札が実施できない場合には、新潟県が例外として認めている指名競争入札もしくは3社以上の見積り合わせを行う予定であるかを確認しているが、制限付き一般競争入札の可否は確認していなかった。計画審査チェックリストにおいて、制限付き一般競争入札を事業主体側に求めることができるか検討させる項目を設けることが望ましい。	計画審査において制限付き一般競争入札の可否を確認するよう、計画審査チェックリストを改正した。
意見5	園芸アタック応援事業	事業主体側の契約ルールを確認する時期について	事業主体が機械メーカー等と契約する際の手続が、県契約ルールに準拠しているかを審査しているのは、計画審査時点（事前審査）及び完了検査時点（事後審査）の両方である。しかし、事業主体側が設けている契約ルールに準拠しているかを審査しているのは、完了検査時点のみであった。計画審査においても事業主体側の契約ルールに準拠しているかを確認する審査項目を設けることが望ましい。	計画審査においても事業主体の契約ルールに準拠しているかを確認するよう、計画審査チェックリストを改正した。
意見6	園芸産地化チャレンジ事業	アンケートの回収率向上について	園芸導入に関する研修会のアンケート回収率が低いと考えられるため、アンケート回収率向上を図ることが望ましい。	研修会においてアンケートの記載時間を設けるなど、回収率向上の取組を実施した。
意見7	園芸産地化チャレンジ事業	事業の効果測定について	園芸導入に関する研修会の実施によって、園芸導入・拡大計画の立案にどの程度つながったのか、定量的に評価されていなかった。園芸振興基本戦略において、栽培面積180haを増加させる目標があるため、本事業においても園芸栽培の目標取組数等の評価が重要と考えられる。目標取組数等から逆算して、いつ、どこで、どれくらいの頻度で研修会を開催すべきかを検討すること、そして、定量的な評価尺度に基づいて、継続的に研修会の内容についてブラッシュアップするような、PDCAサイクルを構築することが望ましい。	令和3年1月、2月の研修会から研修会参加者のレベル・ニーズが把握できるよう、アンケートを改良した。 これにより、計画策定に向けて農業者のレベル・ニーズを踏まえ、研修会の内容をブラッシュアップしていく。
意見8	園芸産地化チャレンジ事業	研修参加者と研修内容の見直しについて	園芸導入に関する研修会には、園芸導入に既に取り組んでいる受講者がいるが、園芸導入の進捗がどの程度なのか明確に把握されていない。研修参加者の栽培レベルを適切に把握し、研修参加者の栽培レベルに適した研修内容に見直すなど、費用対効果の高い研修会を目指すことが望まれる。	令和3年1、2月からレベルに応じた研修会を三段階に分けて開催することとした。

意見9	新潟県農 林水産業 総合振興 事業（大 豆・そば ・麦生産 促進）	計画途中 年度の目 標値の設 定及び進 捗率等の 評価につ いて	計画書では、進捗管理期間の最終年度に係る目標値しか記載が求められていない。計画書において進捗管理期間の途中年度における目標値も記載し、計画の進捗状況を定量的に評価することが望ましい。	目標年度まで年度毎の目標値を記載できるように様式等を見直す。
意見10	新潟県農 林水産業 総合振興 事業（大 豆・そば ・麦生産 促進）	計画審査 時の制限 付き一般 競争入札 検討のチェ ック項目導 入について	事業主体が機械等を取得する際、県は一般競争入札による契約を求めているが、事業主体の事情で一般競争入札が実施できない場合には、新潟県が例外として認めている指名競争入札もしくは3社以上の見積り合わせを行う予定であることを確認しているが、制限付き一般競争入札の可否は確認していなかった。計画審査チェックリストにおいて、制限付き一般競争入札を事業主体側に求めることができるか検討させる項目を設けることが望ましい。	計画審査において制限付き一般競争入札の可否を確認するよう、計画審査チェックリストを改正した。
意見11	新潟県農 林水産業 総合振興 事業（大 豆・そば ・麦生産 促進）	事業主体 側の契約 ルールを確 認する時期 について	事業主体が機械メーカー等と契約する際の手続が、県契約ルールに準拠しているかを審査しているのは、計画審査時点（事前審査）及び完了検査時点（事後審査）の両方である。しかし、事業主体側が設けている契約ルールに準拠しているかを審査しているのは、完了検査時点のみであった。計画審査においても事業主体側の契約ルールに準拠しているかを審査する審査項目を設けることが望ましい。	計画審査においても事業主体の契約ルールに準拠しているか確認するよう、計画審査チェックリストを改正した。
意見12	新潟県農 林水産業 総合振興 事業（園 芸生産促 進）	提出書類 の不備につ いて	計画書と達成状況報告書を閲覧したところ、いくつかの記載誤りが発見された。記載漏れを防止又は発見することができるよう、複数人でのチェック体制を徹底することが望ましい。	書類ごとの不整合や記載漏れが無いよう、複数人で確認を徹底するよう周知した。
意見13	新潟県農 林水産業 総合振興 事業（園 芸生産促 進）	主体的な 評価の実 施について	達成状況報告書は事業主体に作成を求め、県がこれ入手し、進捗管理を行っているが、事業主体の報告をもとに県が事業の効果をどのように評価したのかを記録する箇所が存在しなかった。県として事業の効果を主体的に評価した結果を記録できるよう、達成状況報告書には県の評価記載欄を設定することが望ましい。	振興局から提出される達成状況報告書に県の評価を記載するよう様式を追加する。
意見14	経営体育 成基盤整 備事業	園芸品目 作付面積 の計画実 績対比の 様式につ いて	農地の大区画化と、汎用化（排水工事）を行った地区において園芸品目の作付けを行い、将来的に当該地区の面積の2割を園芸栽培とする計画が存在するが、実績と対比して計画を進捗管理する様式が存在しなかったため、整備することが望ましい。	令和2年度から、実績と対比して計画を進捗管理する様式に変更した。

意見15	経営体育成基盤整備事業	各年度での目標値の根拠について	園芸導入面積2割達成を実現する最終年度までの各年度に対して設定された計画値、面積拡大率（成長率）について、データとしての裏付け根拠が確認できなかった。 今後、実績データを蓄積し、傾向値を分析すること、計画を策定する際の根拠とすること、目標を適宜見直すことができるような体制を整備することが望ましい。	令和元年度からの実績データを基礎に、今後も実績データを積み重ねるとともに、これらの傾向を踏まえ、計画策定に反映することとした。
指摘4	機械化・施設化園芸産地育成事業	事業実施要領の不備について	事業主体は補助対象となる機械等を利用することで園芸生産を拡大させることを計画し、3年間でその計画を達成することが求められる。補助金交付後、県は事業主体から達成状況報告書を3年間入手し、進捗を管理している。最終的に達成率が70%未満の場合には、改善計画書の提出と、達成状況報告の2年延長を求めている。しかし、実施要領には、達成率が70%未満となった場合にこれらを求める旨の記載が明文化されていなかったため、実施要領に明記する必要がある。	指摘の事業は令和2年度に他事業と統合されたが、この事業の実施要領において、3年目の目標値の達成率が70%未満の場合の取扱いを明記した。
指摘5	機械化・施設化園芸産地育成事業	達成率の計算誤りと評価の誤りについて	達成率の計算方法が誤っており、その結果として、達成基準未達であっても達成したと判断されてしまう状況であったため、計算方法を是正する必要がある。	提出された達成状況報告書を確認し、誤りを是正するとともに、チェックリストを作成・配付したところであり、計算方法のミス防止に努める。
意見16	機械化・施設化園芸産地育成事業	達成状況報告書の不備について	計画期間中に入手する達成状況報告書において、達成率測定のために採用された指標ではないが、県が任意に記載を求めた事項に関する報告記録が漏れていた。記載漏れを防止又は発見できる審査マニュアルやチェックリストを運用することが望まれる。	提出された達成状況報告書を確認し、誤りを是正するとともに、チェックリストを作成・配付したところであり、記載ミスの防止に努める。
意見17	機械化・施設化園芸産地育成事業	計画途中年度の目標値の設定及び進捗率等の評価について	計画書では、進捗管理期間の最終年度に係る目標値しか記載が求められていない。計画書において進捗管理期間の途中年度における目標値も記載し、計画の進捗状況を定量的に評価することが望ましい。	計画書様式に、途中年度である1年目、2年目の目標値を記載する欄を設けた。
意見18	機械化・施設化園芸産地育成事業	計画審査時の制限付き一般競争入札検討のチェック項目導入について	事業主体が機械等を取得する際、県は一般競争入札による契約を求めているが、事業主体の事情で一般競争入札が実施できない場合には、新潟県が例外として認めている指名競争入札もしくは3社以上の見積り合わせを行う予定であるかを確認しているが、制限付き一般競争入札の可否は確認していなかった。計画審査チェックリストにおいて、制限付き一般競争入札を事業主体側に求めることができるか検討させる項目を設けることが望ましい。	計画審査において制限付き一般競争入札の可否を確認するように、計画審査チェックリストを改正した。

意見19	機械化・施設化園芸産地育成事業	事業主体側の契約ルールを確認する時期について	事業主体が機械メーカー等と契約する際の手続が、県契約ルールに準拠しているかを審査しているのは、計画審査時点（事前審査）及び完了検査時点（事後審査）の両方である。しかし、事業主体側が設けている契約ルールに準拠しているかを審査しているのは、完了検査時点のみであった。計画審査においても事業主体側の契約ルールに準拠しているかを確認する審査項目を設けることが望ましい。	計画審査においても事業主体の契約ルールに準拠しているか確認するよう、計画審査チェックリストを改正した。
意見20	県産農林水産物販売力強化事業	外部委託先の評価方法の見直しについて	外部委託先の評価は、認知度向上や固定ファン拡大など定性的な評価のみ実施しており、定量的な指標を用いて評価を実施していなかった。定性的な評価だけでは、評価担当者による主観などにより恣意的な結果となる可能性がある。そのため、可能な限り、各事業者への評価として成果指標を定量的に定めることが望ましい。	プロモーション活動や情報発信などの事業実施効果について、定量的に評価するための指標を設定し、仕様書で事業者による効果測定を求めている。
意見21	県産農林水産物販売力強化事業	見積り合わせの実施について	見積り合わせをせずとも随意契約が締結できる100万円以下の委託案件であったが、委託内容自体は当該契約先でなければならないというものではなく、他社からの見積りを徴取することは容易であったと考えられるため、他社からの見積書を徴取し、当該契約先の提案金額を少しでも下げる努力をすることが望ましかった。	見積り合わせをせずとも随意契約が締結できる案件であっても、契約金額を少しでも下げられるよう複数社から見積書を徴収した。
意見22	県産農林水産物販売力強化事業	公募型プロポーザル方式や見積り合わせの実施について	過去の取組を踏まえ、委託できる業者が1社しか存在しないという理由で、競争入札や公募型プロポーザル方式、見積り合わせが実施されていない事案が存在した。 販路拡大や認知向上という目的を達成するためには、より多くの選択肢を検討することが重要である。過去の取組にとらわれることなく、プロモーション活動の立案検討と業者選定に当たっていただきたい。	令和3年度から、公募型プロポーザル方式により、プロモーション活動の業者選定を行っている。
意見23	農業総合研究所	研究課題選定に係る規程等の制定について	課題選定のための規程等が存在しなかった。研究課題の選定について恣意的な運用が行われることや選定の妥当性についての事後的な検証が困難になるといった弊害が生じる可能性があるため、研究課題選定のための規程等を制定することが望ましい。	新規課題の設定について、規程（試験研究課題設定実施要領）を制定した。

意見24	農業総合研究所	研究課題選定時での目標普及率と期限の設定について	<p>研究成果は普及率によって事後的に評価されているが、普及率の算定基礎となる生産戸数や面積といった指標は、課題選定時ではなく研究完了後に選択されており、かつ、普及率の達成期限が定められていない。しかし、試験研究活動に対してコストを投下する以上は、研究成果をどの程度普及させるか、どの程度の期間を使って普及させていくかを課題選定時に検討することは重要である。</p> <p>そのため、研究課題選定時において、目標とすべき普及率とその達成期限を設定することが望ましい。</p>	<p>研究課題の選定時に、創出を予定している成果の普及対象や目標とする普及率、達成期限を記載した資料を作成し、課題選定の参考にすることとした。</p>
意見25	農業総合研究所	研究成果の評価方法について	<p>研究成果の評価について、普及率が60%以上であればA評価、59%～30%であればB評価、30%未満であればC評価としており、一律評価を行っている。</p> <p>しかし、研究課題は個別性が非常に強いいため、一律評価がなじまない可能性がある。一律評価に加えて、目標普及率に対する達成度合いによって個別評価することも検討することが望ましい。</p>	<p>研究成果の内容や普及対象から見て、一律評価がなじまないと判断した成果は、個別に評価基準を設定し、これに基づいて評価することとした。</p>
意見26	新潟県農林公社	就農支援資金原資の繰上げ償還について	<p>青年農業者等確保育成事業において、就農支援事業貸付金が14,318千円存在する。貸付金の原資は県からの無利子借入金であり、貸付先より回収して県に返済を行っているが、当該回収金以外にも現金預金を18,166千円保有している。県からの借入金は無利子であることから、県が貸付を行う意義も薄いと考えられる。必要運転資金等を考慮し、可能な限り早期に新潟県に返済できないかを継続して検討することが望ましい。</p>	<p>貸倒リスク等を考慮した上で、繰上げ償還可能額や時期について引き続き農林公社等と協議する。</p>